

第 3 章

近代化の政治的構築（一九八二―八六年）

党、政府、全人代常委、政協全国
委首脳の談笑風景（1985年6月、
左から胡耀邦、鄧小平、李先念、
趙紫陽、鄧穎超、彭真）

（新華社=中国通信）

一九八二年の党十二回大会以降、八七年一月に胡耀邦が失脚するまでの約四年間は、近代化に向けて政治体制の整備が進められ、農村での経済改革の成果を都市にも及ぼすべく、都市・工業部門の改革が本格化した。

そこで、以下第3章では政治体制の整備について、第4章では都市・工業部門での経済改革の展開とその問題点を概観する。そうした実態をふまえた上で、第5章で近代化建設の問題点について、胡耀邦の役割に焦点を合わせて検討することにした。

1 党十二回大会と新憲法

(1) 党十二回大会

一九八〇年に、胡耀邦を党総書記に、趙紫陽を政府総理に選出して新体制を整えた鄧小平指導集団は、八一年に「歴史決議」を行ない、党大会を開いて八〇年代の新方針と人事を固め、新憲法を採択する予定であったが、八一年には調整強化に全力を注いだために、党大会と新憲法は八二年の課題となった。

党十二回大会は、一九八二年九月一日から開かれた。主な内容としては、新党規約の採択、今

後の活動方針の決定、中央顧問委員会の新設、中央指導部の人事、があげられる。

新党規約の総綱では、「現段階における中国共産党の全般的任務は、全国各民族人民を結集し、自力更生・刻苦奮闘して、工業・農業・国防・科学技術の近代化を逐次達成し、わが国を高度な文化と高度な民主を備えた社会主義国に築き上げることである」と規定された。一九七七年の党十一回大会では、「農業・工業の近代化」となっていたのが「工業・農業の近代化」となり、「社会主義強国に築き上げる」、が「社会主義国に築き上げる」となり、工業化が強調され、中国の「国情」をより一層反映した表現になった。

もう一つの注目される点は、「党は必ず憲法と法律の範囲内で活動しなければならない」と規定されたことである。現指導部が法治主義を目指すことを明記したのである。

組織面では、新たに中央顧問委員会を設けた。これは、文革中に不当な処分を受け、名誉回復した党の高官が多く、これらの人々が中央委員会に入れば、世代交代を阻害するため、一〇年程度の過渡的措置として中央顧問委員会が導入されたのである。

また、党主席が廃止され、総書記が中央委員会によって選出され、党の最高ポストとなった。

総書記は、政治局会議及び政治局常務委員会を招集し、中央書記処の活動を主宰する、とされた。総書記は、中央政治局会議を招集できるが、主宰しない、すなわち、会議主導権は暗黙のうちに鄧小平に指定されていた。このように胡耀邦総書記の権力には限界が設定されていた、という見方には説得力がある¹⁾。

中央政治局常務委員には、胡耀邦、葉劍英、鄧小平、趙紫陽、李先念、陳雲が選出された。

中国共産党の一九八〇年代の活動方針について、胡耀邦が「社会主義近代化建設の新たな局面を全面的に切り開こう」と題する報告を行なった。注目すべき内容としては次の点があげられる。

① 新たな任務。社会主義の物質文明と精神文化の建設を大いに推進する。社会主義の民主と法秩序の健全化を図る。党の作風と組織を整頓。財政・経済状況の根本的な好転。社会気風と党風の根本的な好転を図る。

② 経済における任務。二〇年間「四倍增計画」を正式に提起。人口問題に厳しく取り組み、二〇〇〇年に一二億人以下に抑える。

③ 高度な社会主義的精神文化を建設。一九九〇年までに全国で初等教育を基本的に実現する。
④ 高度な社会主義的民主の建設。経済分野の重大犯罪活動は、対外開放と対内経済活性化の政策を進めている新たな歴史的条件下での、階級闘争の現われであると位置づけ。

⑤ 独立自主の対外政策を堅持する。

⑥ 党を近代化建設の中核に築き上げる。党内政治生活を正常化。指導機構と幹部制度を改革。幹部の隊列の革命化、若年化、知識化、専門化、すなわち幹部の「四化」、を実現する。整党、すなわち党の作風と組織に対する全面的な整頓を、一九八三年後半から三年間、何回かに分けて行なう。

具体的政治スケジュールとしては、政府と党の機構改革、幹部の若返り、整党、が当面の課題

となったのである。

(2) 新憲法の制定

一九八二年十一月二十六日に開会した全人代第五期第五回会議は、十二月四日に中華人民共和國憲法を採択し、十日第六次五カ年計画を採択し、「全国人民代表大会組織法」、「國務院組織法」などを採択した。

今回採択された新憲法は、文革中に採択された一九七五年憲法、その延長にある七八年憲法とは、その性格が大きく異なっており、建国最初の五四年憲法の多くを回復すると同時に、新しい内容も多く加えた、本格的憲法となった。

次にその大きな特徴をいくつか取り上げてみたい。

① 憲法改正委員会副主任の彭真による「憲法改正草案に関する報告」は、新憲法の指導思想は「四つの基本原則」であると強調しているように、序文にこれが書き込まれた。その内容は「中国各民族人民は、ひきつづき中国共産党の指導の下、マルクス・レーニン主義・毛沢東思想の導きの下、人民民主主義独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、不断に社会主義の各種の制度を改善し、社会主義の民主を發展させ、社会主義の法制を健全なものとし、自力更生・刻苦奮闘し、次第に工業、農業、国防、科学技術の近代化を実現し、わが国を高度な文化と高度な民主を

持つ社会主義国家へと建設する」となっている。

② 憲法の構成において、「公民の権利と義務」が従来は国家機構のあとに置かれていたが、新憲法では総綱のすぐあとに置かれ、日本ほか西側憲法の構成に近づいた。これは、スターリン憲法の枠組みから離脱して中国独自の憲法を模索する試みの現われと見られる。

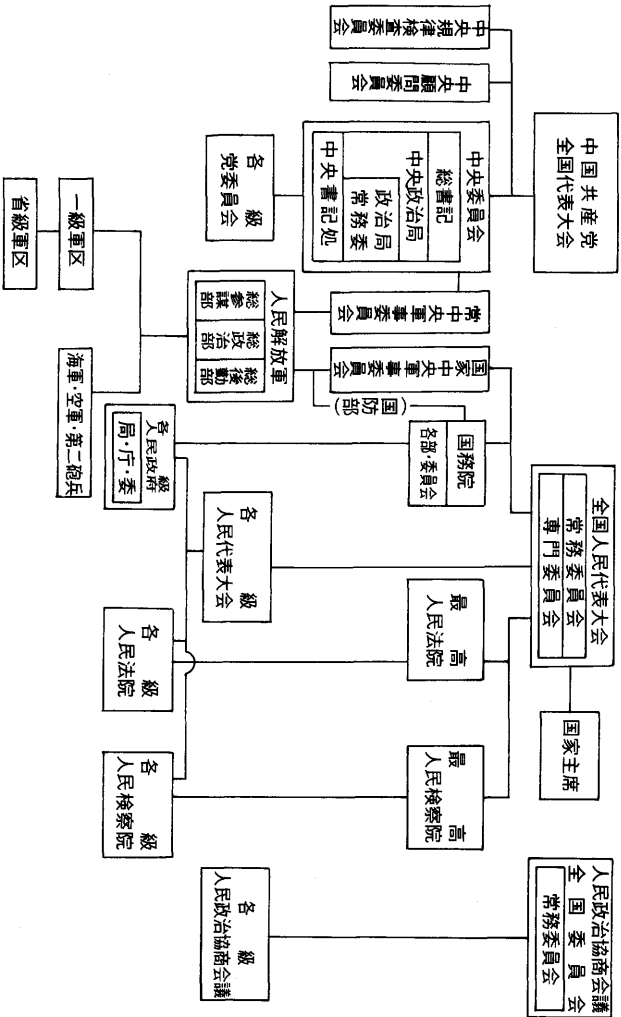
公民の基本的権利については一九五四年憲法の規定を復活したほか、新たに、公民の人格的尊厳は冒されない、という条文が加えられた。また、公民の人身の自由、宗教信仰の自由、住宅の侵犯を受けないこと、通信の自由と秘密は法律の保護を受けること、等については、細かい規定がなされている。

同時に五十一条で、「公民が自由と権利を行使する際には、国家、社会、集団の利益とその他公民の合法的自由と権利に損害を与えてはならない」と規定しており、公民の基本的権利は「四つの基本原則」による制限を受けることになる。

③ 国民の遵法義務と法治主義を強調している。第五条は「いかなる組織または個人も、憲法及び法律を超越する特権を持つことはできない」と規定しており、党及び党員の法律遵守を義務づけた新党規約の規定と対応している。

④ 国家主席が新設された。国家主席と党主席の権力関係が文革の一つの重要な原因となり、また文革中も国家主席設置問題が毛沢東と林彪の対立の原因となったため、一九七五、七八年憲法は国家主席を設けていなかった。

図 3-1 中国国家機構——党・政府・軍



(出所) 『アジア動向年報 1990』アジア経済研究所 1990年 159ページ(一部修正)。

新設の国家主席の機能は、すべて儀礼的國家機能を行なうもので、政治的実権を持っていない。

⑤ 国家中央軍事委員会が新設された。これまでの憲法では、軍の統帥権の所在が規定されていなかった。超法規的に軍は党によって指導されていた。

また、軍の指導権は総書記の胡耀邦ではなく、最高実力者の鄧小平が把握することになった。そこで、鄧小平が主席である党中央軍事委員会が、国家中央軍事委員会の看板を掲げて、同時に國家の機構となったのである。

⑥ 人民公社の政社合一体制を解消して、郷政府を設立することになった。その結果、人民公社の經濟機能は協同組合のようなものになり、人民公社は解体されることになる。これは、急速に普及した農家經營請負制が公認されて、人民公社機能が不要になった結果である。現実には一九八四年の年末までにほとんどの人民公社の政社分離が完了した。

(3) 民族政策の調整

文革期の理論面や政治面での混乱の正常化と失脚幹部の名誉回復の進行に合わせて、少数民族地区の政策調整が課題として登場してきた。

党中央書記処は一九八〇年三月十四日、チベット工作座談会を開き、今後の建設の方針、任務、政策について検討を行ない、「チベット工作座談会紀要」を作成し、党中央は四月にこれを全国

に通知した。民族問題の実質は階級問題であるとの理論を否定し、各民族間の関係はすべて勤勞人民の間の関係であるとした。

二月に総書記に着任したばかりの胡耀邦総書記は、五月二十二日、万里副総理、アペイ・アワジンメイ、楊静仁らを率いてラサにのりこみ、チベット自治区を視察した。胡耀邦は、幹部大会での報告で六項目の重要方針を示した。

①民族区域自治の自治権を充分に行使する。②休養一服政策をとり、大衆の負担を大いに軽減する。③経済では特殊政策をとり、チベットの状況に合致した柔軟な政策をとる。④支援経費は、生産と生活必需品に充てる。⑤社会主義の方向を堅持するという前提の下に民族の科学文化教育事業を大いに、充分に発展させる。⑥正しい民族幹部政策をとる。

こうした政策は、各民族自治区でも相次いで実行に移された。一九八一年四月には「雲南民族工作報告紀要」が策定され、六月には新疆の、七月には内蒙古の、「紀要」が策定され、民族問題の調整は一応完成した。

2 若返りと機構改革

(1) 若返りと世代交代

鄧小平は、一九八〇年一月に「当面の情勢と任務」、八月に「党と国家指導制度の改革」と題する講話を行なって、八〇年代の経済建設を保障する政治体制の改革について論じた。その中で特に強調されたのは、党と政府の指導者の若返りの必要性であった。文革中、幹部制度が機能しなくなり、指導者に定年退職がなく、高齢化が重大な問題になっていた。鄧小平は、若返りにおいては、五〇年代に大学に入り、六一年から六六年の間に大学を卒業した世代に期待しており、この世代から指導者を選抜するように特に注文をつけた。

世代交代は、一度では完成できず、一九八二年から八三年にかけての機構改革、八五年上半期の若手抜てきという二段階を経て、ほぼ若返りが一段落したといえる。具体的にその中身を見てもみよう。

(2) 一九八二年の機構改革

一九八二年には中央の政府と党の機構改革が推進された。

文革中に失脚した指導者が名誉を回復して名誉職的なポストにつき、このために行政機構と副総理、副部長などの副職が急増し、整理が必要になっていった。特に、復活幹部は、復活するまでは改革派であったが、いったん要職につくと改革に関心がなくなる点が問題であったとされる。⁽²⁾

鄧小平が、一九八二年一月に「機構の簡素化は一つの革命である」と述べたのも、この点に関係があるとみられる。調整強化政策展開のため八一年には行政改革に取り組む余裕はなく、八二年には行政改革は火急の任務となっていたのである。

三月二日、趙紫陽総理は、機構改革の目的は、行政機構の簡素化、職権の明確化、中壮年で能力のある人物の登用、定年制の実行にある、と説明を行なった。

五月に実施された改革によると、部と委員会（日本の各省庁に当たる）が五二から四一に、副総理が一三人から二人に減らされた（副総理待遇の國務委員一〇人を新設）。各部部长、委员会主任のうち留任が一五人、新任が二六人（うち横滑りが三人）で中壮年幹部の登用に努力が払われた。副部長、副主任は、これまで各部・委員会に十数人と数が多かったが、これを二、四人におさえた。定年制によると、部長、主任が六十五歳以下、副部长、副主任が六十歳以下となっているが、今回の努力にも関わらず六十五歳以上の部長、主任が九人残った。三八の部と委員会の統計では、正副部长、主任は六七%減、指導グループに新たに選抜された中青年幹部は三二%を占め、平均

第五機機工業部	兵器工業部
第六機機工業部	(中国船舶工業總公司)
第七機機工業部	宇宙工業部
石炭工業部	石炭工業部
石油工業部	石油工業部
化学工業部	化学工業部
紡織工業部	紡織工業部
軽工業部	軽工業部
鉄道部	鉄道部
交通部	交通部
郵電部	郵電部
国家労働総局 国家人事局 国務院科学技術幹部局 国家編成委員会	労働人事部
文化部 対外文化連絡委員会 国家出版事業管理局 外文出版發行事業局 国家文物事業管理局	文化部
新華通信社	新華通信社
中央放送事業局	ラジオ・テレビ部
教育部	教育部
衛生部	衛生部
国家体育運動委員会	国家体育運動委員会
国家計画出産委員会	国家計画出産委員会
国務院弁公庁 国務院外国專家局	国務院弁公庁

国務院僑務弁公室	国務院僑務弁公室
国務院香港マカオ弁公室	国務院香港マカオ弁公室
国家統計局	国家統計局
国家物価総局	国家物価局
国家物資総局	国家物資局
工商行政管理総局	国家工商行政管理局
税関総署	税関総署
中央気象局	国家気象局
国家非鉄金属工業管理総局	(公司に改革)
中国民用航空総局	中国民用航空局
国家海洋局	国家海洋局
国家地震局	国家地震局
中国旅行遊覧事業管理総局	国家観光局
中国文字改革委員会	中国文字改革委員会
国務院宗教事務局	国務院宗教事務局
国家檔案局	国家檔案局
国務院参事室	国務院参事室
国務院机美事務局	国務院机美事務局
毛主席記念堂管理局	(中央弁公庁所管へ)

(出所) 謝慶奎主編『当代中国政府』
遼寧人民出版社 1991年
466～469ページ。

図3-2 國務院の機構改革図
(1982年)

改革前(100機構)	改革後(61機構)		
外交部	外交部	商業部 全国購販協組総社 食糧部	商業部
国防部	国防部	対外貿易部 対外経済連絡部 外国投資管理委員会 輸出入管理委員会 輸出入商品検査総局	対外経済貿易部
国家計画委員会	国家計画委員会	農業部 農墾部 国家水産総局	農牧漁業部
国家経済委員会 国家農業委員会 国家基本建設委員会 国家機械工業委員会 国家能源委員会 國務院財貿小組 国家標準総局 国家計量総局 国家医薬管理総局 専利局 国家建築材料工業 総局	国家経済委員会	林業部	林業部
	国家経済体制改革 委員会(新設)	水利部 電力工業部	水利電力部
国家科学技術委員会	国家科学技術委員会	国家建築工程総局 国家都市建設総局 国家測量総局	都市農村建設環境保 護部
國務院国防工業弁 公室	国防科学技術工業 委員会	地質部	地質鉱産部
国家民族事務委員会	国家民族事務委員会	冶金工業部	冶金工業部
公安部	公安部	第一機械工業部 農業機械部 国家計器メーター 工業総局 国家機械設備ブラ ント総局	機械工業部
民政部	民政部	第二機械工業部	核工業部
司法部	司法部	第三機械工業部	航空工業部
財政部	財政部	第四機械工業部 国家ラジオ・テレ ビ工業総局 国家電子計算機工 業総局	電子工業部
中国人民銀行	中国人民銀行		
中国農業銀行 国家外貨管理総局 中国人民建設銀行	(経済団体化)		

表3-1 省・市・自治区首脳人事表 (1983, 85年)

	党委第1書記 党委書記	市長 自治区主席
北京市	段君毅→〃→李錫銘	焦若愚→陳希同→〃
天津市	陳偉達→〃→倪志福	(代)李瑞環→(正)〃→〃
河北省	高揚→〃→邢崇智	(代)劉秉彥→張曙光→〃
山西省	霍士廉→李立功→〃	羅貴波→王森浩→〃
內蒙古自治区	周惠→〃→〃	孔飛→布赫→〃
黑龍江省	楊易辰→李力安→〃	陳雷→〃→侯捷
吉林省	強曉初→〃→高狄	張根生→趙修→高德占
遼寧省	郭峰→〃→李貴鮮	陳璞如→全樹仁→〃
山東省	白如冰→蘇毅然→梁步庭	蘇毅然→梁步庭→李昌安
上海市	陳国棟→〃→芮杏文	汪道涵→〃→江沢民
江蘇省	許家屯→韓培信→〃	(代)韓培信→顧秀蓮→〃
安徽省	(代)周子健→黄瑛→〃	周子健→王郁昭→〃
浙江省	鉄瑛→王芳→〃	李豐平→薛駒→〃
江西省	江渭清→白棟材→万紹芬	白棟材→趙增益→倪献策
福建省	項南→〃→〃	馬興元→胡平→〃
河南省	劉傑→〃→楊析綜	戴蘇理→何竹康→〃
湖北省	陳丕顯→閔広富, 王全国, 閔広富 黄知真, 沈因浴	韓寧夫→黄知真→〃
湖南省	毛致用→〃→〃	孫国治→劉正→熊清泉
広東省	任仲夷→〃→林若	劉田夫→梁靈光→葉選平
広西自治区	喬曉光→〃→陳輝光	覃応機→韋純東→〃
陝西省	馬文瑞→〃→白紀年	于明涛→李慶偉→〃
寧夏自治区	李学智→〃→〃	馬信→黑伯理→〃
甘肅省	馮紀新→李子奇→〃	李登瀛→陳光毅→〃
青海省	梁步庭→趙海峰, 黄静波, 尹克昇 馬万里	張国声→黄静波→宋瑞祥
新疆自治区	王恩茂→〃→〃	司馬義提→〃→〃
四川省	譚啓龍→楊汝岱→〃	魯大東→楊析綜→蔣民寬
貴州省	池必卿→〃→胡錦涛	蘇鋼→王朝文→〃
雲南省	安平生→〃→普朝柱	劉明輝→普朝柱→和志強
西藏自治区	陰法唐→〃→伍精華	阿旺晋美→多傑才旦→〃

(出所) 浜勝彦『鄧小平時代の中国経済』亜紀書房 1987年 263ページ。

年齢は六十四歳から五十八歳に下がった。

各部、委員会の統廃合の特徴を見ると、①国家経済委員会が、エネルギー、機械、農業の各委員会及び建築材料鉱業部を吸収して、年間経済計画の実行機関として権限を集中したこと、②対外経済各機関が対外経済貿易部に一本化されたこと、③郵電部のほかにラジオ・テレビ部が新設されて、コミュニケーションが重視されていること、④農牧漁業部に林業部が吸収されず、林業重視が示されたこと、⑤第六機械工業部が廃止され、中国船舶工業公司という独立採算企業体が設立され、全国的マンモス企業に育て上げる実験が始められたこと、などをあげることができる。党中央直属機構の方も、一〇%の機構を整理して定員を一七・三%減らした。正副局長級の平均年齢は五十八歳から五十四歳に下がった。

(3) 地方の党政機関の刷新

一九八二年十二月に新憲法が採択され、八三年六月に開かれる予定の全人代六期一回会議の各省・市・自治区代表の選出に合わせて、八三年上半期には地方の党と政府の機構改革と人事の刷新が行なわれた。

一九八三年三月には、集中的に地方の党指導グループの人事の調整が行なわれた。四月には新憲法にもとづいて選ばれた県人民代表を基礎に、任期五年の新しい人民代表大会が、各省・市・

自治区で開かれた。ここで省長以下の政府首脳、省人民代表大会常務委員と常務委员会主任、などが選出された。

人事の刷新と並行して、同時に地方の機構改革が行なわれた。また、革命化、若年化、知識化、専門化の、幹部の「四化」の原則にもとづいて、各指導グループには五十歳代以下の大学専門学校卒業者が積極的に登用された。

地方の機構改革は、さらに一九八三年後半に省の下の地区、市（民族自治地域では州と盟）で進められ年末までに一応の完了を見た。八四年には県レベルの指導部の調整が行なわれた。その結果、省級の指導グループ、すなわち党常務委員、正副省長は三四%減となり、新しく抜てきされたものが四四%で、大学専門学校卒は二〇%から四〇%に増え、平均年齢は六十二歳から五十五歳に下がった。地区、市と省の部、委、庁、局クラスの党と政府の指導者は、三六%減り、平均年齢は五十八歳から五十歳に下がり、大学専門学校卒は一四%から四四%に増えた。

(4) 一九八五年の若返り人事

一九八五年上半期には党と政府のほか軍でもトップ人事の若返りが図られた。九月に開かれた臨時の共産党代表大会で党の代表とリーダーの若返りが図られ、これで、八二年からの一連の若返り人事の一段落となった。

若返り人事の徹底のため、一九八三年から「第三梯団」(第三梯隊——指導グループの三代目)を積極的に養成する方針がとられ、八四年党中央組織部は、党中央、国家機関、各省・市・自治区にたいして三五グループ(六〇〇人)を派遣して選考に当たらせ、一三〇〇人の「第三梯団」を選び、さらに一〇〇〇人近くにこれを絞った。

こうした準備の上で、一九八五年上半期には党と政府の若返り人事が一斉に行なわれた。

党の中央機構、國務院では、部長、主任、直屬局長クラス四七人と、副部長、副主任、直屬副局長クラス八〇人前後、の人事交代があったが、うち一〇〇人近くが若手の新人であった。國務院八一官庁の部長、主任、直屬局長の平均年齢は五六・六歳と、異動前より五歳下がり、五十五歳以下の割合は一〇%から三〇%近くに上がった。經濟官庁のトップの大部分が五十五歳前後となった。

軍でも、總參謀部、總政治部、總後勤部の人事異動が行なわれ、楊得志、余秋里、洪学智の三部長は留任したが、ナンバーツーとして、それぞれ徐惠滋、周克玉、趙南起という五十歳前後の若手が登用された。一〇〇万人の兵力削減に合わせて一一大軍区が七大軍区に整理統合され、大膽な人事異動が行なわれたほか、陸、海、空三軍でも指導部の若返りが図られた。

二九の省・市・自治区の党・政指導部の人事調整も九月初めにほぼ完了した。党常任委員以上、正副の省長、市長、主席の平均年齢は五十七歳から五十三歳に下がり、四十代、五十代、六十代からなる階段型年齢構成が形成され、大学卒水準以上の学力の者の割合は四三%から六〇%に上

昇した。

これらの成果をふまえて、九月に、党全国代表会議が特別に召集され、党内の若返り人事が確定された。

中央委員と同候補では、三四八人中六四人の辞表を受理し、九一人（中央委員五六人、同候補三五人）を補充選出した。同様に、中央顧問委員会では三六人が辞任、五六人を補充選出し、中央規律検査委員会では三一人が辞任し三一人を補充選出した。新たに選出された中央委員のうち二七人は同候補からの昇格で、全くの新人で中央委員と同候補に選ばれたのは六四人であった。これら新人の平均年齢は五十歳で七六%が大卒であり、今回の人事が若手テクノクラートの大幅登用を目指したものであることを示している。

(5) 行革の効果

二回に分けて行なわれた若返り人事を、各省・市・自治区の首脳についてみると、表3-11のようになっている。一九八三年は行政職に、八五年は党首脳に、人事交替の重点が置かれていたことがわかる。

中国の経済改革は「両頭熱、中間冷」といわれるように、現場と中央政府は改革に熱心だが、省、地区、県に存在する大量の党と政府の幹部は、既得権益を変更することになる経済改革には必ずしも積極的ではない。従って、若返りの人事配置によって、中間管理職層の流動化と文化水準の向上を促すことは、改革受容能力を大きくするための重要な政策であるといえる。

こうした人事交替期には経済過熱が進行しやすい。一九八三年上半期と八五年上半期には経済が過熱化し、新リーダーはまず経済引き締めと直面することになった。中国で最も困難とされているのは行政機構の簡素化と人員の削減である。八二年の行革で削減された機構はまた別な形で復活し、人員は八五年には八二年のそれを上回ることになった。この問題については、八六年以降の政治体制改革のなかで改めて解決に取り組まれることになった。

3 整党の展開

(1) 整党に関する決定

党十二回大会における決定に基づいて、一九八三年十月の党十二期二中総会で、「整党に関する決定」が採択された。

この決定によると、全国の党員数は四〇〇万人で、うち幹部は九〇〇万人、各クラスの党組織が二五〇万近く存在している。整党の目的は、全党員の、思想の統一、作風の整頓、規律の強化、及び組織の純化を達成することにある。なかでも組織の純化は重点の一つとされており、整党を通じて、造反によりのし上がった者、派閥意識のひどい者、殴打・破壊・強奪分子の「三種の者」及び、三中総会以来の党中央の路線に頑迷に抵抗している者、刑事重大犯罪と重大違法行為を犯した者、はすべて党から除名することになった。

整党の段取りは、中央から末端へ、上級から下級へ、の順に進められた。第一期として、一九八三年冬から、中央クラス、各省・市・自治区クラス、及び軍の各総部、各軍種・兵種、各大军区クラスの指導機関の党組織を整頓し、第二期として、八四年冬から、その他のすべての党組織の整頓を行なうことになった。このために、人民公社の政社分離と、県と郷の機構改革を八四年内に完了させることになった。整党を指導する機関として、胡耀邦総書記を主任とする党中央整党工作指導委員会が設立された。

(2) 整党の展開

整党では、各単位で、まず指定文献を学習し（党性教育）、高められた認識に照らして批判と自己批判を行ない、誤りは正す（対照検査）。最後に組織の純化（組織処理）と党員の再登録（党員登

記)を行なう、という順序で整党を行なうことになった。一九八四年十一月党中央書記処は、第一期整党工作の成果を検討し、第二期整党工作の段取りを検討する会議を開き、第二期整党を八四年末から開始し八六年に完了するという計画を発表した。

一九八七年五月二十六日の、薄一波整党工作指導委員会副主任の総括報告に拠れば、⁽³⁾整党前にすでに四〇万人を摘発した基礎の上に、全国で(広西を除く)「三種類の者」五四四九人、重大な誤りを犯した者四万三〇七四人を摘発した。広西自治区では文革の問題処理と結びつけて、重大な違法分子二万七九一九人(うち幹部六〇四二人)、重大な法規違反の誤りを犯した者一万三一一四人を摘発した。

党员再登録では、党籍剝奪三万三八九六人、登記不可九万六九人、登記延期一四万五四五六人、各種の党内処分を受けた者一八万四〇七一人に及んだ。

広西自治区に典型的に見られるように、⁽⁴⁾文革が党の組織に残した傷跡を修復することが整党の大きな課題であった。

(3) 「精神汚染」除去キャンペーン

一九八三年は社会治安対策に力が入られた年であった。上半期には、「反革命集団」が摘発され、六月には「国家安全部」が設立された。七月四日、党中央政法委員会が電話会議を開き重

大な刑事犯罪に対しては、法にもとづき重くかつ速やかに処罰する方針を示し、九月にはこのための立法措置がとられた。八月二十三日には北京で三〇人が公開処刑され、九月だけで公安部門は大衆の摘発材料四四万通を受け取り、三万一〇〇〇人の犯罪分子が自首してきたと報道された。このため年末には社会風紀がかなり改善されたと評価されている。

この動きは、鄧小平の直接の指示にもとづくものである。⁽³⁾

さらに鄧小平は、十月十二日、「整党に関する決定」を討議する党十二期中総会で、重要講話を行い、「思想戦線で精神汚染をやつてはいけない」と指摘した。

党中央は、この冬から来春にかけてこの問題に取り組むことを決定し、相応な決定を行なう会議を開くことを決めた。

党中央宣伝部長の鄧力群、王震、彭真両政治局員などが積極的に「精神汚染」に反対するキャンペーンを展開した。

十一月五日、周揚全国文学芸術家協会主席が、「疎外」の概念の提起の仕方において慎重さを欠いた、と自己批判を行ない、十四日には、周揚報告を掲載した人民日報社の社長の胡績偉、副編集長の王若水がすでに解任されていることが判明した。地方でも、文芸作家や理論家に対する批判、一部雑誌の停刊が行なわれた。

これに対して、胡耀邦総書記と趙紫陽総理は抵抗を示した。十一月十七日、『中国青年報』は「汚染は除去すべきだが生活は美化すべきである」との評論員論文を発表し、生活の美化は「精

神汚染」に含まれないとした。以後、農村問題、科学技術界では「精神汚染」という表現は使わない方針が表明され、「精神汚染」除去は次第にイデオロギー面、特に抽象的人道主義、「社会主義疎外論」の批判に限定されていった。党中央もこの問題についての決議を行わないことになった。⁽⁶⁾

「精神汚染」には多様な解釈が可能であり、「ブルジョア自由化」と同じく、これを拡大解釈してゆくと対外開放と経済活性化を阻害する可能性を持つ。一九八四年には香港問題の解決という懸案もあり、対外開放姿勢の堅持が必要であり、鄧小平もこのキャンペーンの中止に同意したものと見られる。

4 「一国二制」による香港返還協定の締結

(1) 対外開放の第二段階

香港では新界地区の租借期限が一九九九年に切れることになっており、一五年ローンの期限が香港の主権回収の日をオーバーする可能性がでてきたため、八四年内に香港返還に見通しをつけることは、至上命令となっていた。

一九八四年十月の講話で、鄧小平は、胡耀邦、趙紫陽がいる限り中国の改革・開放政策は変わらないという説を紹介したあと、自分は「去年は刑事犯罪分子に打撃を与える仕事を一つだけし、今年は一四の都市をいっそう開放する仕事と、「一国二制度」の方式で香港問題を解決する仕事との二つに取り組んだ」と述べた。⁽⁷⁾一四沿海都市の開放と香港問題の解決は、鄧小平にとって不可分の問題であったことがわかる。

鄧小平は、一九八四年はじめ深圳、珠海、厦門を視察し、「深圳の発展と経験はわれわれが経済特区を設立した政策が正しかったことを証明している」と揮毫した。四月初めには一四の沿海港湾都市と海南島が対外経済開放都市に指定された。八四年末趙紫陽総理は珠江と長江を視察し、経済開放地域建設の方針を示し、八五年一月三十一日、沿海経済開放区として、長江デルタ、珠江デルタ、閩南三角区の三地域が指定された。

一九八〇年から深圳経済特区で導入され始めた一〇〇%外資企業が全国で設立できるようになり、対外経済開放の相手は西側先進国のみならず、ソ連・東欧諸国、及び第三世界の三方面を含むものであることが明確にされた。

(2) 香港交渉の進展

「香港問題に関する中英共同宣言」は一九八四年九月に仮調印され、十二月にサッチャー首相

を北京に迎えて本調印された。これにより、歴史的懸案になっていた香港の九七年返還が正式に決定された。

中英交渉は、一月に、イギリスが香港の主権、行政権とともに中国に全面返還することを決定して以来、徐々に進展を見せた。四月、ハウ外相が訪中し、そのあと香港で、一九九七年以降の香港にたいする中国の主権を認めることを正式に表明した。中国側は、同じ頃、香港の国民党組織など台湾の諸機構、及び香港と台湾の間の諸関係の存続を九七年以降も認めることを明らかにした。七月ハウ外相が再訪中、合意文書の詰めに入った。

(3) 一国二制度の意味

鄧小平自身イギリスのハウ外相に次のように解説している。「一国二制」の構想は、一九七八年末の党十一期三中総会以降、台湾問題と、香港問題を解決するために考案されたものである。問題解決の方法としては、非平和的方式と平和的方式があるが、武力で問題を解決するのはよくない。そこでどうすれば平和的方式で解決できるのか。それには香港と台湾の歴史及び現状を十分に配慮しなければならない。党十一期三中総会はすべて実際から出発することを決めた。中国の社会主義制度は変わるはずがない。しかし、香港と台湾でひきつづき資本主義制度をとることを保証しなければ、その繁栄と安定を維持することができず、問題を平和的に解決することがで

きない。従つて、香港問題について、なによりもまず今の資本主義制度と生活様式を保証し、七年以後の五〇年間変えない、という方針を打ち出したのである。⁽⁸⁾

この鄧小平の「一国二制」構想は、民族問題の解決と社会体制問題を切り離し、体制の選択は外部から強制できないことを認めたことになり、体制選択の柔軟性が生まれ、両体制の混合と競争の可能性に大きく道を拓いたことは否定できない。⁽⁹⁾

5 一〇〇万人の兵力削減

(1) 平和と発展の外交政策の展開

一九八〇年一月に鄧小平は、八〇年代の中国の三つの課題は、覇権主義に反対して世界平和を擁護すること、台湾の祖国復帰と祖国の統一の実現、近代化建設であり、近代化建設がその核心である、と述べた。

一九八二年から、中国は、世界の差し迫った問題は、平和の問題と発展の問題であると位置づけ、それぞれについて新しい認識を確立して、それに合わせて外交政策を調整するようになった。⁽¹⁰⁾ 平和の問題では、「全世界の平和を擁護する勢力は一段と発展しており、かなりの間大規模な

世界戦争が発生しない可能性があり、世界平和の維持に希望がもてるようになった」との結論に達した。⁽¹¹⁾ 世界平和の維持・促進に貢献するという観点から、中国の一〇〇万人の兵力削減という独自の軍縮努力が説明されたのである。

発展の問題では、中国は自力更正と対外開放を対立させる考え方を正し、相互の経済交流は各国の客観的要求であるとした。これが中国の対外開放政策の基礎となった。先進国と発展途上国の経済格差の拡大は、世界経済の不均衡と不安定を重大化させる。中国は第三世界の一員として、発展途上国の新国際経済秩序建設の要求を支持し、南北対話を支持し、南南交流に参加する、との意向を表明した。⁽¹²⁾

中国は、独立自主の外交政策を厳密に実行し、真の非同盟を貫き、アメリカ・カード、ソ連・カードを使わないが、他の国が中国・カードを使うのも許さない、と表明した。⁽¹³⁾

(2) 兵力削減と軍区改編

軍の一〇〇万人の定員削減については一九八五年四月十九日胡耀邦総書記がニュージールランドで初めて公表、五月末に開かれた中央軍事委員会拡大会議で正式決定を見た。これまでに八二年九月十五日の、党中央軍事委員会の通達「軍隊の体制改革と整簡整編に関する方案」以来進められてきた戦闘部隊の再編成と非戦闘要員の民間への転業により、すでに一〇〇万近い兵力が削減

されていた。⁽¹⁴⁾さらに一〇〇万人の削減を進める目的として、鄧小平中央軍事委員会主席は、とくに世界平和維持への貢献を強調したのである。⁽¹⁵⁾

二年間で一〇〇万人を除隊・退役させる予定で、うち約一〇万人の将校と、四〇万人の兵士の就職は民政部が担当し、あと五〇万人の兵士は労働人事部が民間に就職させることになった。

同時に一九八五年六月には一一の大軍区が七つに統合された。十一月三十日、北京に人民解放軍国防大学が設立された。十二月には民兵を予備役にする事が決定され、基幹民兵を第一種予備役に、普通民兵を第二種予備役に改編すると同時に、それぞれ八〇%と六〇%の員数を削減することになった。

(3) 軍の改編と階級制の導入

二年間で一〇〇万人の兵力削減を行ない、そのあとで軍に階級制を導入することになった。一九八五年中に陸軍の野戦軍編成が集団軍編成に改められた。

一九八六年四月に南京に「合同戦術訓練センター」が設立された。さらに国防工業を一般工業生産へと方向転換させるため、十二月には兵器工業部と機械工業部が合併して機械工業委員会に改編された。

一九八七年十月開催の党十三回大会で、鄧小平は平党員のまま党中央軍事委員会主席に任命さ

れ、第一副主席に趙紫陽総書記、常務副主席兼秘書長に楊尚昆政治局員が任命された。十一月には、総参謀長に遲浩田、総政治部主任に楊白冰、総後勤部長に趙南起が任命された。十二月には七大軍区で司令員と政治委員五人の異動があり、若返りが図られた。

こうした体制づくりのあと、一九八八年に懸案の階級制の導入が行なわれた。これまで階級制は実施が一〇年、廃止期間が二三年にも及んだため、今回の階級制復活は、階級制創設に近い意義があった。人民武装警察部隊にも軍と同様の階級制が導入された。

6 政治体制改革の課題

(1) 党全国代表会議と二十一世紀ビジョン

一九八五年九月に開かれた党全国代表会議は、八二年の党十二回大会以来集中的に進めてきた機構改革と若返りに一段落をつけること、新しい二十一世紀のビジョンにもとづいて第七次五カ年計画の輪郭を描くことがおもな課題であった。

二十一世紀のビジョンについては、一九八四年に香港の将来五〇年の資本主義制度を保証したこととの関連で、二十一世紀中葉の目標が必要になった。鄧小平は、八四年十月六日、この問題

を論じて、二〇〇〇年に四倍増を実現して、さらに五〇年ほどをかけて先進国の水準に近づく、との考え方を示した。⁽¹⁶⁾

これを具体化して胡耀邦総書記は、一九八五年八月十一日、教育関係者の会議で、三段階の奮闘目標を提起した。第一歩は二〇〇〇年までに「四倍増計画」を実現して、まずまずの水準に到達する。第二歩は、二〇二一年、すなわち建党一〇〇周年までに中程度の先進国の水準に到達する。第三歩で、建国百周年すなわち二〇四九年までに現代的社会主義強国に築き上げるといふのである。⁽¹⁷⁾

こうして機構改革と若返りに一段落がついたため、次に党十二回大会の活動方針の中で残されている政治体制改革と民主化、及び精神文化の建設、が課題として登場することになった。

(2) 政治体制改革の課題

ここで特に言及しておきたいのは、中国語と日本語では「体制」と「制度」の意味が基本的に逆になっているということである。中国語で言う「政治体制」は日本語では政治制度に当たる。「経済体制改革」は経済制度の改革であり、資本主義か、社会主義かの体制の選択ではない（しかし、本書では混乱を避けるために中国側の表現をそのまま使っている）。

一九八六年六月十日、鄧小平は、「今、政治体制改革をやらなければ情勢についてゆけない」

と指摘し、機構改革を行なったにもかかわらず、機構は減らず、逆に増加し、官僚主義で、足の引っぱり合いをし、下放した権限を回収している、八〇年の政治改革を今具体化すべきだ、と述べた。さらに九月十日には、来年の党大会までに青写真をつくるよう指示した。⁽¹⁸⁾

以下、この青写真作成に関わった当事者によると、作業は次のように進められた。⁽¹⁹⁾

この鄧小平の指示にもとづいて、九月に中共中央政治体制改革検討小委員会が組織された。趙紫陽を責任者とし、胡啓立、田紀雲、薄一波、彭冲が委員で、鮑彤が事務局長、陳一諮が日常業務担当であった。

小委員会の検討で、改革の範囲には七項目が含まれると答申され、鄧小平はこれは「非常によくできている」と評価した。十一月以降七つの専門小委員会が組織された。①政府と党の分離、②党組織と党内民主、③権力の下放、④機構改革、⑤人事制度改革、⑥社会主義的民主の強化、⑦社会主義法律制度の強化、がそのグループの内訳である。

一九八七年七月に「政治体制改革の全体構想」が完成し、党十二期七中総会で可決され、党十三回大会の政治報告の政治体制改革の部分に反映された。

しかし、この改革案は、作成時には秘密裏に進められ、策定されたときには胡耀邦は失脚し、趙紫陽にも十分な力がなく、公務員制度の改革など若干を除いて体系的に実施されるにいたらなかったのである。

(3) 精神文化建設決議

一九八六年九月に開かれた党十二期六中総会には、「社会主義精神文化建設の指導方針に関する決議」を採択した。

社会主義の近代化建設の内容には、高度な物質文明の建設と同時に高度な精神文化（中国語では「精神文明」）を建設することが含まれる、とされたのは一九七九年九月の党十一期四中総会であった。それ以来、四つの近代化の基本方針戦略については八二年の党十二回大会で決定され、経済改革に関する決議は八四年になされている。精神文化建設に関する決議が最も遅れたことからも、この問題での意見の統一がきわめて困難な課題であったことがわかる。

決議案をめぐる討論では、「ブルジョア自由化」反対を決議に入れることに反対する胡耀邦と、必ず入れるべきだとする鄧小平の意見が対立し、結局、いくつかの限定詞をつけて記載することになった。鄧小平は、「ブルジョア自由化反対は私の発言が最も多く、最も一貫している。自由化そのものがブルジョア的なもので、自由化自体がわれわれの現行政策と現行制度に対抗しているものだ」と激しく反論した。⁽²⁰⁾

このあと年末の学生デモの中で胡耀邦は失脚に追い込まれてゆくことになった。この問題については第5章で詳論する。

[注]

- (1) 阮銘『鄧小平帝国の末日』一四七ページ。なお本書の第5章を参照。
- (2) 陳一諮『中国で何が起ったか』学生社 一九九三年 一二二ページ。この本は、『中国一十年改革與民運』台北 聯経出版事業公司 一九九〇年、の翻訳である。
- (3) 『人民日报』一九八七年六月一日。
- (4) 広西自治区の文革と整党の状況については第5章で詳述する。
- (5) 『鄧小平文選』第三卷 八四ページ。
- (6) 『アジア動向年報 一九八四年版』アジア経済研究所 一一〇ページ
- (7) 『鄧小平文選』第三卷 八四ページ
- (8) 鄧小平『建設有中国特色的社会主义』増訂版 人民出版社 一九八七年 五七〜五八ページ。
- (9) 吳家祥『鄧小平―思想與実践』湖南人民出版社 一九八八年 三七〜三九ページ。
- (10) 『当代中国外交』中国社会科学出版社 一九九〇年 三三八ページ。
- (11) 鄧小平『軍事委員会拡大会議における講話』一九八五年六月四日(『鄧小平文選』第三卷)。
- (12) 鄧小平のブラジル大統領との談話(『鄧小平文選』第三卷 五六ページ)。
- (13) 同右談話(『鄧小平文選』第三卷 五七ページ)。
- (14) 平松茂雄『中国人民解放軍』一五二ページ。
- (15) 注(11)に同じ。
- (16) 「我門的宏偉目標和根本政策」(『鄧小平文選』第三卷七七〜八〇ページ)。

- (17) 『十二大以来—重要文献选编』中 人民出版社 一九八六年 七五九—七六〇ページ。
- (18) 『邓小平文选』第三卷 一六〇、一七七—一七八ページ。
- (19) 陳一諮「中国で何が起ったか」第五章。
- (20) 「在党的十二届六中全会上的讲话」(『邓小平文选』第三卷) 一八一—一八二ページ。